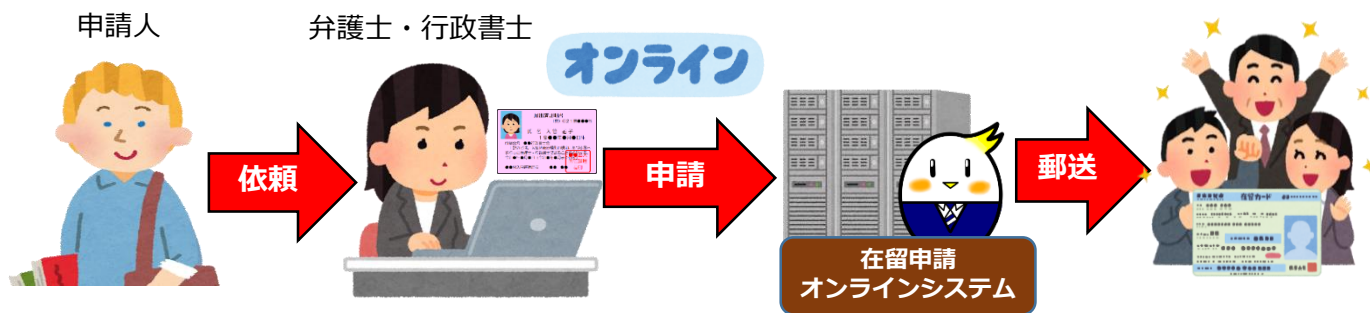


オンラインによる在留手続 スタートアップガイド ～弁護士・行政書士～



- ◆ 弁護士・行政書士の方は、在留申請オンラインシステムを利用して、オンラインで申請することができます。
- ◆ オンラインで申請した場合、多くのメリットがあります。
- ◆ 本ガイドをご覧いただき、オンライン申請をぜひご利用ください！



こんなメリットがあります！

- ① 地方出入国在留管理局の窓口に出向く必要はありません。
- ② 自宅やオフィスから、24時間、365日申請可能です。
※年に数回メンテナンスのために停止する場合があります。
- ③ システムの利用料金はかかりません。
- ④ 在留カードを郵送でも受領できます。



無料



まずはこちらをご準備ください

オンラインによる在留手続のPRキャラクター「らすっぴ」

詳しい準備内容は[こちら](#)から。

① 届出済証明書



取得方法は、所属する単位会にお問い合わせください。
申請等取次者証明書番号（12桁）が記載されていない場合は、[こちら](#)をご確認ください。

② パソコン



スマートフォンは対応していません。
インターネット接続ができるパソコンで、ブラウザは「Google Chrome バージョン72」を利用できる必要があります。



世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

オンラインによる在留手続の概要

1 利用できる方

- ① 所属機関の職員の方（注1）※技能実習(団体監理型)の場合は、監理団体の職員の方。
- ② 弁護士・行政書士の方（注2）
- ③ 外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益法人の職員の方（注2）
- ④ 登録支援機関の職員の方（注2）
- ⑤ 外国人本人
- ⑥ 法定代理人
- ⑦ 親族（配偶者、子、父又は母）（注3）

（注1）所属機関の職員の方は、申請等取次者としての承認を受けている又は承認要件を満たす必要があります。 ➤ [申請等取次者とは？](#)

（注2）地方出入国在留管理局において、申請等取次者として承認を受けている必要があります。

（注3）原則、申請人が16歳未満の場合又は疾病その他の事由により自ら申請できない場合に限り、申請できます。 ➤ [利用者ごとの申請可能な手続はこちら。](#)

2 対象となる手続

- ① 在留資格認定証明書交付申請
- ② 在留資格変更許可申請
- ③ 在留期間更新許可申請
- ④ 在留資格取得許可申請
- ⑤ 就労資格証明書交付申請
- ⑥ 再入国許可申請（②～④と同時に行う場合のみ）
- ⑦ 資格外活動許可申請（②～④と同時に行う場合のみ）

3 対象となる在留資格

利用可能な申請種別及び在留資格（対象範囲）は[こちら](#)。

◆ 「外交」「短期滞在」を除く全ての在留資格

（例）技術・人文知識・国際業務

技能

留学

技能実習

特定技能

日本人の配偶者等

定住者

など



オンラインによる在留手続の流れ（弁護士・行政書士）①

Step1 利用者情報登録

Step2

Step3

◆ オンラインで在留手続を行うためには、まず、在留申請オンラインシステムを利用して「利用者情報登録」を行います。利用者情報登録には届出済証明書が必要となりますので、あらかじめご準備ください。

- ① 在留申請オンラインシステムの新規利用者情報登録から「弁護士・行政書士」を押します。
- ② 届出済証明書の番号などの必要事項を入力して、利用規約をお読みください。
- ③ 利用規約に同意する場合は、「登録」ボタンを押すと利用者情報登録が完了します。登録が完了すると、承認メールが送信されます。

利用者情報登録の流れ



Step1

Step2 オンラインでの申請

Step3

◆ 承認メールからパスワードを設定すると認証IDが通知されますので、在留申請オンラインシステムを利用して申請を行います。

- ① 在留申請オンラインシステムの「法人、弁護士・行政書士」からログインします。
- ② 取得した認証IDとパスワードを入力します。
- ③ ログイン後、「申請情報入力」から申請内容を入力します。
- ④ 申請内容の入力後、「申請情報検索」ボタンを押し、申請情報一覧の画面から申請する案件を選び、顔写真と資料（日本での活動内容（在留資格）に応じた資料）を添付してください。この時、在留カードの受領方法も選択してください。
- ⑤ 資料等を添付したら、申請情報一覧の画面から申請する案件を選び、「入管庁に申請を行う」ボタンを押すと申請が完了します。申請が完了したら、受付番号等が記載されたメールが送信されます。

オンラインによる在留手続の流れ（弁護士・行政書士）②

Step1

Step2

Step3 結果の受領

- ◆ 審査が終了したら、結果がメールで通知されます。
- ◆ 許可の場合は、在留カード等を送付しますので、お持ちの在留カードや手数料納付書、返信用封筒等の必要な資料を提出してください。
- ◆ 新しい在留カード等が郵送されますので、受領した在留カード等を申請人の方に渡してください。

※旅券に証印シールを貼付する必要がある方は、窓口にお越しいただきます。

オンラインによる在留手続の流れは以上です。

オンライン申請をぜひご利用ください。

★詳しい利用案内は、[こちら](#)をご覧ください。

★詳しい利用者情報登録の操作マニュアルは、[こちら](#)をご覧ください。

★詳しい申請等の操作マニュアルは、[こちら](#)から。



オンラインによる在留手続のPRキャラクター
『らすっぴ』

Q & A

Q1. 外国からオンラインで申請することはできますか？

A1. オンラインであっても外国から申請することはできません。また、在留申請オンラインシステムでは、外国のIPアドレスのアクセス制限を行っているため、外国からはアクセスできません。

Q2. 入力した内容に誤りがあることが分かりました。どうしたらよいですか？

A2. 申請を受け付けた地方出入国在留管理局にご連絡ください。

Q3. スマートフォンやタブレット等からオンラインで申請はできますか？

A3. 在留申請オンラインシステムはスマートフォンやタブレット等のブラウザでの動作は保証しておりませんので、パソコンでのご利用を推奨します。

Q4. 在留申請オンラインシステムのパスワードを忘れてしまった場合、どうしたらよいですか？

A4. 在留申請オンラインシステムのログイン画面「パスワードを忘れた場合」から再設定してください。

Q5. 弁護士・行政書士ですが、利用者情報登録時の「住居地」欄には、「自宅の住居地」を入力するのですか。それとも、「所属事務所の所在地」を入力するのですか。

A5. 所属事務所の所在地を入力してください。

オンラインによる在留手続に関する詳細については、
出入国在留管理庁ホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>

